

久喜市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

久喜市予防接種事故災害補償規則（平成22年久喜市規則第138号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 補償金額は、次に掲げるとおりとする。ただし、市は死亡補償金及び障害補償金を重複して支給しない。

(1) 死亡の場合 全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書に定める死亡補償金の保険金額

(2) 障害の場合 全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書に定める障害補償金の保険金額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。